

感染症（インフルエンザ等）による出席停止について

学校保健安全法施行規則第18条では、学校において予防すべき感染症の種類を下表1のように、第一種から第三種まであげています。このうち特に第二種・第三種の感染症については、「飛沫および接触感染するもので児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高いもの」として、出席停止の期間の基準が定められています（表2）。

下記のような感染症にかかっていることが疑われる場合は、必ず医療機関で診察を受け、医師の証明書を提出してください。なお、証明書の提出については登校再開後でかまいません。また、証明書は各医療機関の書式でかまいませんが、本校作成分の書式を当サイトからもダウンロードすることができます。

表1 学校において予防すべき感染症

	感染症の種類	考え方	
第一種	<ul style="list-style-type: none"> ・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・ペスト ・ラッサ熱 ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る） ・鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る） 	<ul style="list-style-type: none"> ・痘そう ・南米出血熱 ・マールブルグ病 ・急性灰白髄炎 	感染症予防法の一類感染症及び二類感染症（結核を除く）
第二種	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く） ・百日咳 ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ・水痘（みずぼうそう） ・結核 	<ul style="list-style-type: none"> ・麻しん（はしか） ・風しん（三日はしか） ・咽頭結膜熱（プール熱） ・髄膜炎菌性髄膜炎 	飛沫感染するもので児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高いもの
第三種	<ul style="list-style-type: none"> ・コレラ ・腸管出血性大腸菌感染症 ・パラチフス ・急性出血性結膜炎 	<ul style="list-style-type: none"> ・細菌性赤痢 ・腸チフス ・流行性角結膜炎 ・その他の感染症 	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの

表2 第二種感染症の潜伏期間と出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）

感染症名	潜伏期間	出席停止期間の基準
インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	1～3日	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで。
百日咳	1～2週間	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻しん（はしか）	9～12日	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	2～3週間	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで。
風しん	2～3週間	発しんが消失するまで
水痘（みずぼうそう）	2～3週間	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	5～7日	主要症状が消退した後二日を経過するまで。
結核、髄膜炎菌性髄膜炎 第三種の感染症		病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。